セーフガーディングにおける報告対応フロー

S.C.P. JAPAN
Sport for Creating Pathways Japan

セーフガーディングに関する懸念

緊急度が高い場合

- 病院(119)
- 警察(110)

外部相談機関に相談したい場合

- 法務省子どもの人権110番
- その他の相談窓口　等

https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/

セーフガーディング(SG)担当者へ連絡 or
安心安全相談窓口から相談
→SG担当者がリスクをアセスメント

リスク（高）

リスク（中）

リスク（低）

- SG事案に該当しない
- SGポリシーの適用範囲外の事案

- 相談者へ回答
- 他手続き等の紹介
- 記録

初期対応

- 子どもと関係者の安全再確認
- 専門家を交えた団体内のSGチームへ報告、対応の検討
- 保護者との連携可否の確認(可の場合は連絡)
- 必要に応じて、警察・病院等へ連絡

※保護者(監護者)による虐待等の懸念に関する場合は、地域の児童相談所や行政機関に連絡

再度のアセスメントにより
リスク（低）と判断された場合

※随時外部の
専門機関と連携

調査・保護措置等

A. 専門家を交えたSGチームが対応

第三者調査

- 第三者からなる調査チームを設置し、調査を実施

子どもの保護/ケア

- 子どもの保護のための一時措置の実施(加害者の子どもへの接触停止、活動停止など)
- 被害や影響を受けた子どもへのケアやサポートの提供

団体内調査

- 団体内で調査チームを設置し、調査を実施

子どもの保護/ケア

- 必要に応じて、被害や影響を受けた子どもへのケアやサポートの提供

＋

・Aの場合はBも同時並行で実施検討
・Bの場合はBのみ実施

B. SG担当者と現場スタッフが対応

- 相談者へ対応状況の共有

悪化防止・再発防止

- 関係者への啓発等の強化
- 教育的・修復的アプローチによる改善のためのアクション(研修や個別の教育プログラムなど)
- 活動におけるリスクアセスメントの再実施、リスク軽減策の実施とモニタリング

事後対応

調査結果に基づき以下の対応：

- 人事処分等（必要に応じて不服申立て手続き案内）
- 被害者救済措置の検討・実施
- 必要範囲内で関係者/外部機関へ説明・報告

再発防止策の実施：

- リスクアセスメント
- 啓発や体制の強化
- 研修や教育プログラムの実施
- セーフガーディングポリシーや手順等の改善　など

- 事案の記録、保管
- 再発防止策の実施状況のモニタリング

※本資料は、外務省国際協力局民間援助連携室（2020年）発行の『子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド』を参考に作成しました。